

小笠原村 障害福祉計画

【第6期】

令和3～5年度

小笠原村 障害児福祉計画

【第2期】

令和3～5年度

令和4年10月

小笠原村

はじめに

今日、わが国における障害者施策は、ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別・程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本理念としています。

それらの理念に基づき、本村では障害福祉計画を策定し、令和2年度において、第6期障害福祉計画（令和3～5年度）及び第2期障害児福祉計画（令和3～5年度）の改定作業をすすめるスケジュールでした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策を優先せざるを得ない状況であったため延期し、本年度に、計画期間は変更せず、改定作業を行いました。

前計画期間では、小笠原村地域自立支援協議会を設置し、協議の場を継続して設けることで、障害者（児）が安心して生活できる環境を検討し、推進してまいりました。

障害事業担当看護師を配置し、障害サービス事業者の準備等の調整を行い、一定程度の成果が得られております。

特に、調整の結果、障害者総合支援法に基づく計画相談支援の実施や発達障害児が島内でオンライン療育を実施する環境が整い始めたことなど、外部専門機関（全国重症心身障害児（者）を守る会）にアドバイス等を含め関わっていただくことで、個人ごとに適したサービスや支援を行うことが始まっております。

また、本計画の改定作業にも、事業評価等の役割を中心に関わっていただいております。

冒頭理念にありますノーマライゼーションの理念の社会実現を目指し、国や東京都をはじめ、村民・地域・企業や関係機関・ボランティア団体などとの役割分担と相互の連携を図り、この計画の着実な推進に努めてまいります。

また、本計画に盛り込まれた内容を着実に実現することで、実効性のある施策の推進になると期待するものであります。

令和4年10月

小笠原村長 渋谷 正昭

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画の目的.....	2
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の基本理念.....	3
4. 計画期間.....	3
5. 計画の対象.....	3
第2章 小笠原村の現状.....	4
1. 小笠原村の人口の推移と推計.....	5
2. 小笠原村の障害者の状況.....	7
1) 身体障害者の状況.....	8
2) 知的障害者の状況.....	9
3) 精神障害者の状況.....	9
4) 障害児(対象:18歳未満)の状況(再掲).....	10
5) 難病医療費助成制度認定者の状況.....	10
第3章 計画の概要について.....	11
1. 障害者総合支援法.....	12
2. 児童福祉法(障害児サービス分野).....	13
第4章 目標値とサービス見込み量.....	14
1. サービス確保の方針.....	15
2. 成果目標.....	16
3. 自立支援給付サービス見込み量.....	20
4. 児童福祉法障害児サービス見込み量.....	24
5. 相談支援.....	25
6. 発達障害者等に対する支援.....	27
7. 地域生活支援事業.....	28
8. その他事業.....	33
9. 自立支援医療及び補装具費支給制度.....	34
第5章 障害者施策の円滑な推進.....	35
1. 本村にて利用可能な事業(本村事業及びその他社会資源).....	36
2. 実現可能なサービス展開.....	38
3. 障害施策の展開について.....	38
4. 終わりに.....	39

第 1 章

計画の策定にあたって

1. 計画の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)では、障害福祉サービス等の提供の確保を図るため、数値目標やサービスの見込量などを定める障害福祉計画を市町村が策定することとされており、本村では平成18年度から令和2年度まで3年ごとに策定し計画の推進に努めてきました。

また、障害者総合支援法の一部改正により、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が加わり、さらに、児童福祉法の一部改正では、障害児通所支援等の確保に関する計画の策定が義務づけられ、地域での生活の維持と継続を進めていくための環境整備が求められています。

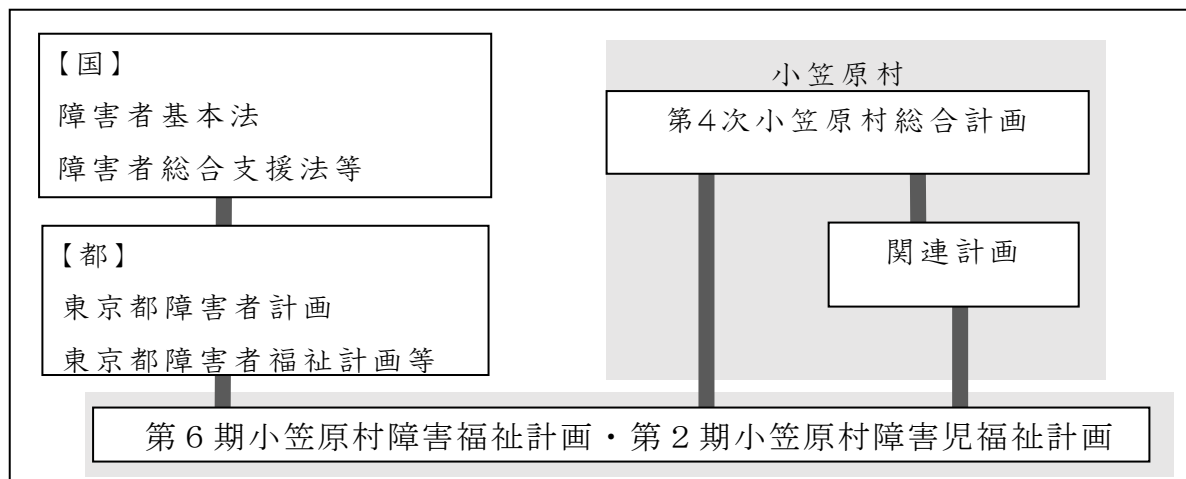
国は、福祉サービスの実施主体を、住民に最も身近な基礎的な自治体である市町村に統一していくことを基本的事項としています。この基本的事項を受けて、市町村が限られた財源や地域資源を有効に活用しながら、障害保健福祉施策の制度的課題を適切かつ効率的に解決していくには、計画的な整備手法を導入していく必要があります。

そのため、本計画で、本村における課題をもとに、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画として、令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの各年度における目標及びその目標達成のための方策を明らかにし、障害児・障害者施策の充実に向けた取り組みを推進していただけるように策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の20に規定する「障害児福祉計画」として策定するものです。なお、児童福祉法第33条の20第6項にて障害児福祉計画は市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することが認められています。

この計画は第4次小笠原村総合計画を上位計画とし、障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとしします。



3. 計画の基本理念

本計画の基本理念は、小笠原村総合計画に示されている保健・医療・介護・福祉の基本目標を受けて「障害のある人が安心して暮らせる村づくり」とし、障害のある人もない人も同じように社会の一員として当たり前のように生活し、障害のある人が地域の中で自立し、安心して生活できる村づくりを目指します。

4. 計画期間

障害福祉計画は第6期計画、障害児福祉計画は第2期計画として、令和3年度から令和5年度までを計画期間とし、各年度の必要量や目標数値を掲げています。

平成・令和(年度)		27	28	29	30	31/1	2	3	4	5	
第4次小笠原村総合計画	基本構想	15ヵ年(平成26年度～令和10年度)									
	基本計画	前期5ヵ年					中期5ヵ年				
小笠原村障害福祉計画		第4期			第5期			第6期			
		見直し			見直し			見直し			
小笠原村障害児福祉計画					第1期			第2期			

5. 計画の対象

平成23年8月に改正された障害者基本法では、「障害者」の定義を、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と見直し、その対象を広くして、明確化しました。

そのため、本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

第 2 章

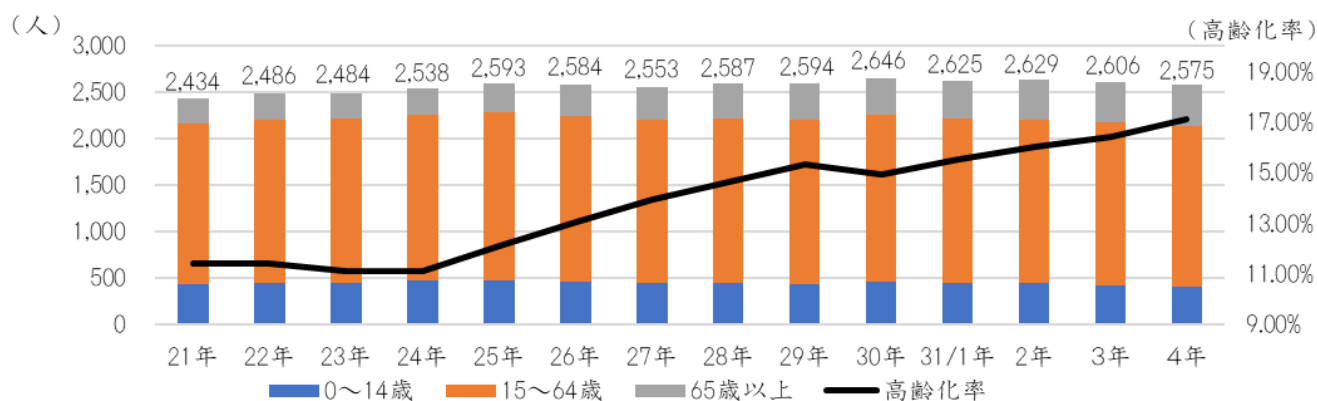
小笠原村の現状

1. 小笠原村の人口の推移と推計

本村の人口の推移は、住民基本台帳データから分析すると平成12年を境に横ばい傾向であり微増しておりましたが、令和2年値をピークに減少に転じております。高齢化率は、上昇を続けており、令和4年は17.1%となっております。また年少人口は450人前後で、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和2年から減少傾向となっております。

小笠原村人口ビジョン・総合戦略によると、令和2年をピークに減少に転じると予測されております。

■人口等の推移



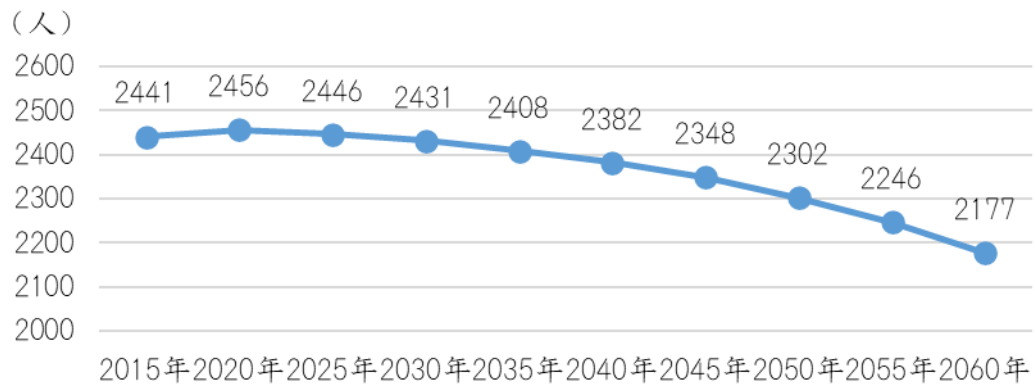
(単位: 人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年 2015年	28年	29年
0～14歳	423	441	441	465	464	455	441	442	430
15～64歳	1,734	1,762	1,768	1,791	1,814	1,792	1,758	1,768	1,768
65歳以上	277	283	275	282	315	337	354	377	396
合計	2,434	2,486	2,484	2,538	2,593	2,584	2,553	2,587	2,594
高齢化率	11.4%	11.4%	11.1%	11.1%	12.1%	13.0%	13.9%	14.6%	15.3%

	30年	31/1年	2年 2020年	3年	4年	5年	6年	7年 2025年	8年
0～14歳	450	443	440	415	398	—	—	—	—
15～64歳	1,798	1,772	1,766	1,763	1,736	—	—	—	—
65歳以上	398	410	423	428	441	—	—	—	—
合計	2,646	2,625	2,629	2,606	2,575	—	—	—	—
高齢化率	14.9%	15.5%	16.0%	16.4%	17.1%	—	—	—	—

(各年住民基本台帳1月1日現在)

■ 将来人口の推計

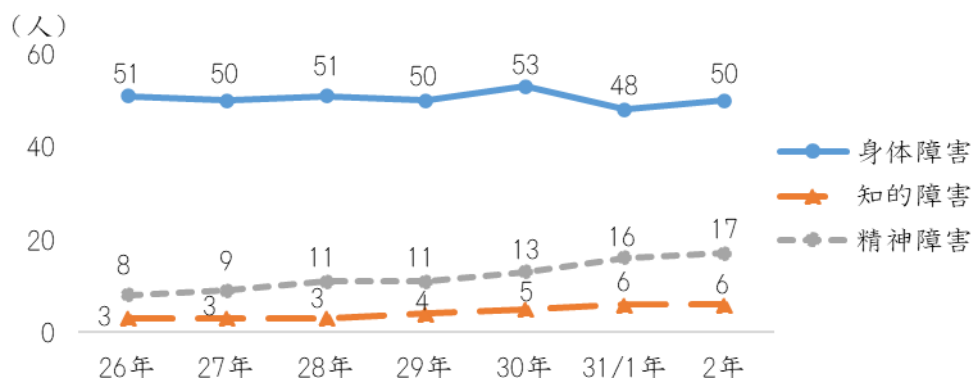


(小笠原村人口ビジョン・総合戦略より)

2. 小笠原村の障害者の状況

本村で障害者手帳を持っている人の数は、令和2年10月1日現在、73人で、村の総人口の2.7%となっています。障害者手帳所持者数は70人前後で推移していますが、今後高齢化率が高くなるにつれ、特に身体障害者手帳の所持者数が増加することが予測されます。

■障害者手帳所持者数(各年10月1日現在)



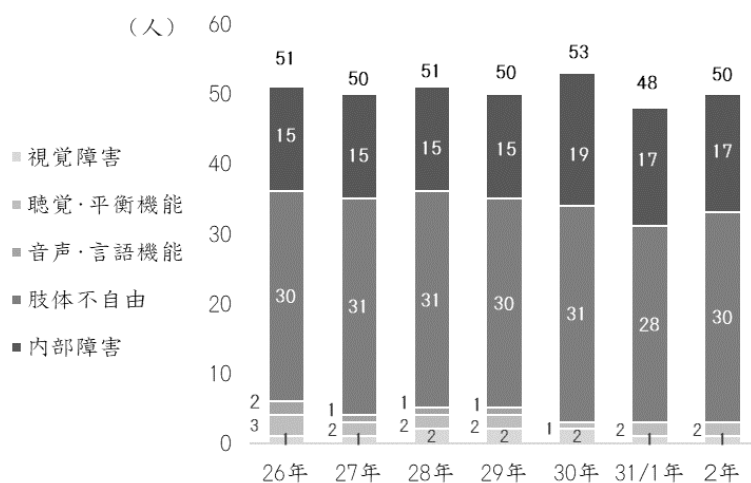
(単位:人)

区分	26年	27	28	29	30	31/1	2	R2 総人口比(%)
身体障害	51	50	51	50	53	48	50	1.90
知的障害	3	3	3	4	5	6	6	0.23
精神障害	8	9	11	11	13	16	17	0.65
合計	62	62	65	65	71	70	73	2.78

1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和2年10月1日現在、50人となっており、平成26年度の51人からほぼ横ばいです。障害種別には、肢体不自由、内部障害の順で多く、等級別には、1、2級の重度障害者が22人と半数近くを占めています。

■身体障害者手帳所持者の推移(障害種別 各年10月1日)



(単位:人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31/1年	2年
視覚障害	1	1	2	2	2	1	1
聴覚・平衡機能	3	2	2	2	1	2	2
音声・言語機能	2	1	1	1	0	0	0
肢体不自由	30	31	31	30	31	28	30
内部障害	15	15	15	15	19	17	17
合計	51	50	51	50	53	48	50

■身体障害者手帳所持者の推移(等級別 各年10月1日)

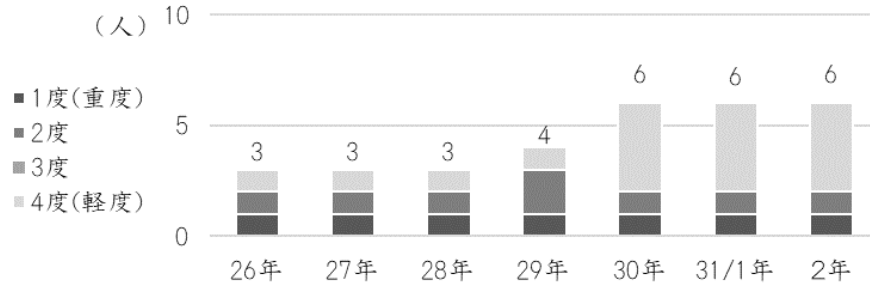
(単位:人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31/1年	2年
1級(重度)	16	16	17	18	17	17	17
2級	6	7	7	6	6	6	5
3級	7	8	8	7	8	7	8
4級	15	12	12	12	12	12	14
5級	5	5	5	5	4	4	4
6級(軽度)	2	2	2	2	2	2	2
合計	51	50	51	50	49	48	50

2) 知的障害者の状況

愛の手帳所持者数は、令和2年10月1日現在、6人となっており、平成26年度の3人から3人の増となっています。

■愛の手帳所持者の推移(程度別 各年10月1日)



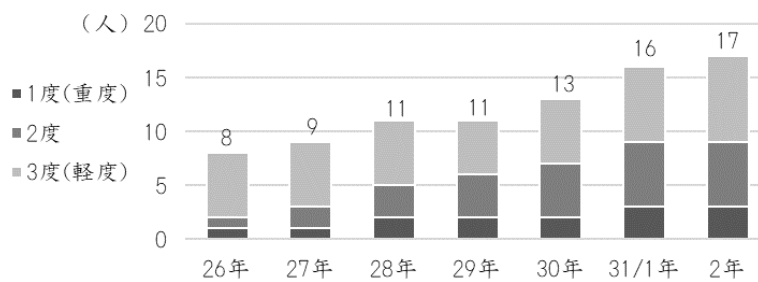
(単位:人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31/1年	2年
1度(重度)	1	1	1	1	1	1	1
2度	1	1	1	2	1	1	1
3度	0	0	0	0	0	0	0
4度(軽度)	1	1	1	1	4	4	4
合計	3	3	3	4	6	6	6

3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年10月1日現在、17人となっており、平成26年度の8人から2倍程度の9人の増となっています。相談支援体制などが充実し、手帳取得までつながっているケースが見受けられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(等級別 各年10月1日)



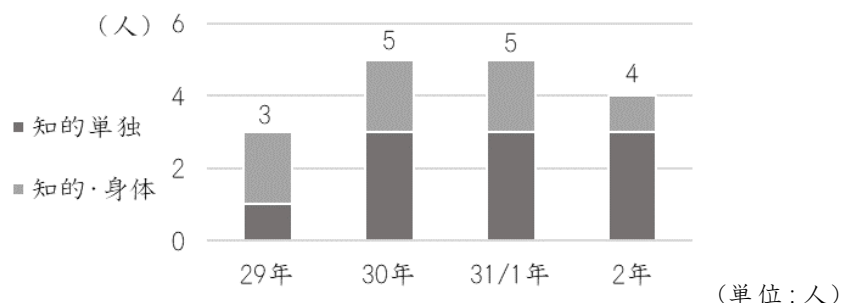
(単位:人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31/1年	2年
1度(重度)	1	1	2	2	2	3	3
2度	1	2	3	4	5	6	6
3度(軽度)	6	6	6	5	6	7	8
合計	8	9	11	11	13	16	17

4) 障害児(対象:18歳未満)の状況(再掲)

18歳未満の障害者手帳所持数は、令和2年10月1日現在、4人となっており、内1名は身体障害者手帳及び愛の手帳を所持する重複障害です。

■ 障害児の推移(障害種別 各年10月1日)



種別	29年	30年	31/1年	2年
知的単独	1	3	3	3
身体単独	0	0	0	0
知的・身体	2	2	2	1
合計	3	5	5	4

5) 難病医療費助成制度認定者の状況

難病医療費助成制度認定者は、令和2年10月1日現在、8人となっており、平成29年度の8人から横ばいです。疾患ごとの制度利用人数は大きく変わりはありません。

■ 難病医療費助成制度認定者の推移(種別 各年10月1日) (単位:人)

疾患	29年	30年	31/1年	2年
潰瘍性大腸炎	2	1	2	2
パーキンソン病	1	2	2	2
重症筋無力症	1	1	0	0
ネフローゼ症候群	1	1	1	1
限局性皮質異形成	1	1	1	1
多発性硬化症	1	1	1	1
原発性硬化性胆管炎	1	0	0	0
その他	0	1	2	1
合計	8	8	9	8

第 3 章

計画の概要について

1. 障害者総合支援法

【基本的視点】

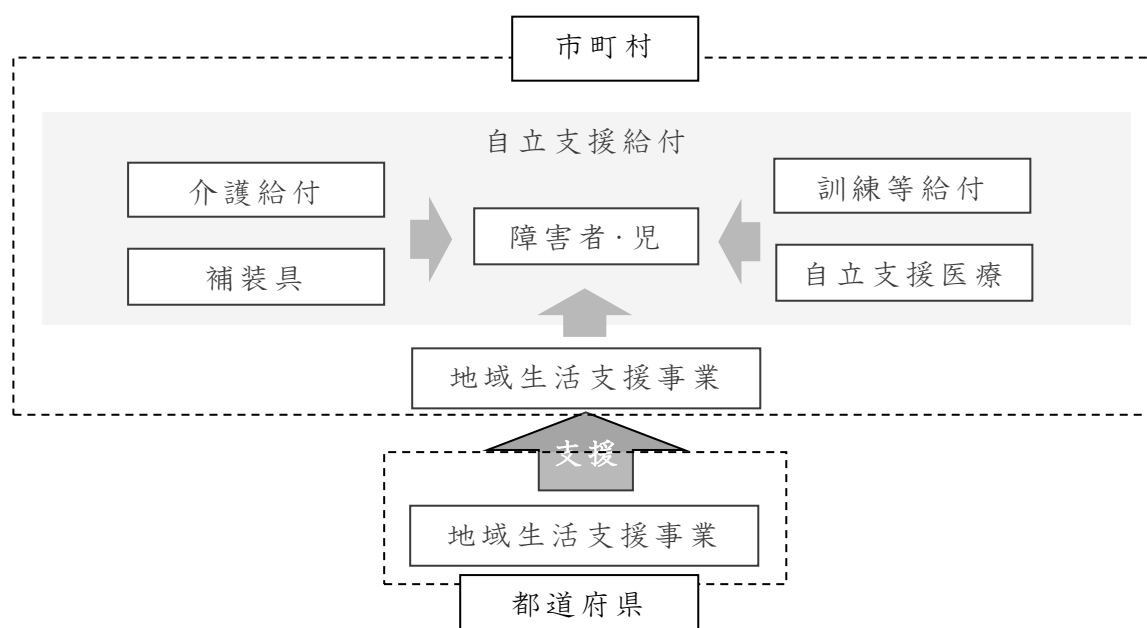
障害者自立支援法は、障害者基本法を上位法に、4つの個別法（「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」、「児童福祉法（一部）」）のうち、障害者の福祉サービスを一元化し、障害保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保を図ることを目的としていましたが、障害程度区分や支給限度額制度による利用制限や応益負担などの仕組みに国民の反発が強く、平成23年8月に一部改正を行いながら、平成25年4月に障害者の範囲に難病等の者を含めた障害者総合支援法が制定されました。

【サービス体系】

障害者総合支援法による総合的なサービス体系の全体像は、障害者が地域で自立して暮らすための基礎的なサービスとしての自立支援給付と、地域の実情に応じて市町村が独立に設定できる地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付には、介護の支援を受ける場合の介護給付、訓練等の支援を受ける場合の訓練等給付、精神通院医療・更生医療・育成医療を統合した自立支援医療、身体機能を補完・代替する補装具を購入する費用を支給する制度があります。

地域生活支援事業には、移動支援、意思疎通支援、交流促進、相談・権利擁護、日中活動支援等の事業と、地域の利用者の状況に応じて市町村が任意で実施するその他事業があります。



2. 児童福祉法(障害児サービス分野)

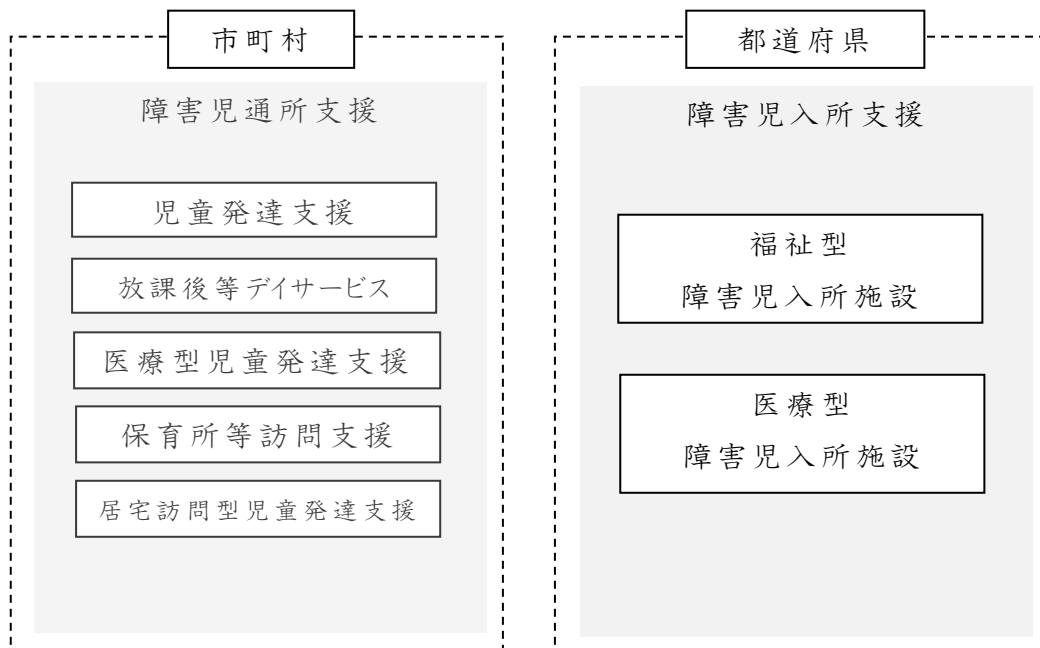
【基本的視点】

従来、障害児を対象とした施設・事業の体系は障害種別に分かれており、その根拠規定も児童福祉法、障害者自立支援法の二法に分かれていました。平成24年4月にそれらの体系は再編され、根拠規定も児童福祉法に一本化されました。障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に申請し、サービス等利用計画の作成を経て、支給決定を受けた後、利用する事業者と契約を結びます。障害児入所施設を利用する場合は、児童相談所に申請します。尚、小笠原村内には、障害児に特化したサービス、施設の整備は非常に厳しい状況があります。自助、共助、互助、公助等を駆使して障害児及びその家族への支援を主とした、地域の実情に即した小笠原村独自のサービスの検討を進めます。また、障害児が成長した際の村内での活動場所(就労する場)の検討を求めるニーズがあります。

【サービス体系】

障害児に関する児童福祉法によるサービス体系は、通所サービス・入所サービスといった利用形態の違いによる体系別に分類され、「障害児通所支援」「障害児入所支援」で構成されています。

障害児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があり、障害児入所支援には、福祉型・医療型児童入所支援があります。



第4章

目標値とサービス見込み量

1. サービス確保の方針

【国・都の指針】

■基本的理念

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」で、市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を策定することを示し、都の考え方もこれに準じています。

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 障害福祉人材の確保
- 障害者の社会参加を支える取組

■障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行うこととしています。

- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点などの整備と機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- 依存症対策の推進

【村の方針】

本村は、超遠隔離島という地理的条件により民間事業者の参入は現実的に厳しく、村直営施設運営については財政規模、事情等から、充実した障害者施策が実施されている状況ではありません。特に、各法律体系に準じたサービス運営、専門職の継続的な確保等は困難を極めています。引き続き各障害者(児)施策実施の可否について検討し、実現可能な事業から実施していけるよう調整を行っていきます。

- 障害福祉サービスの提供体制の確保
 - ・実現可能な事業のあり方の検討、実施
- 相談支援の提供体制の確保
 - ・協議会の発展的運営

2. 成果目標

国・都の指針を踏まえ、障害のある人の地域生活への移行や地域包括ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制整備等の検討を進めてまいります。

【国の考え方】

今期障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたり、国は必要な障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係わる目標として、次の①～⑦をあげています。加えて国はこれらの目標に関して今まで以上に積極的かつ具体的な指針を示すとともに、これを成果目標とし、計画の分析・評価・見直しを行うことを地方自治体に求めています。

【村の考え方】

本村は超遠隔離島という地理的条件等により、各法律体系に準じたサービス運営は厳しい状況ですが、継続的に協議の場を設置し、障害者（児）への障害福祉サービス等の提供体制を協議してまいります。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国・都指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行及び令和5年度末時点の施設入所者数の1.6%以上の削減をする。

【村指針】

令和2年度末時点で対象者がいない為、目標設定はしていません。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国・都指針】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。

令和5年度末における入院3ヶ月後時点、入院後6ヶ月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以上86%以上及び92%以上として設定することを基本とする。

【村指針】

保健、医療、福祉関係者による協議の場にて継続検討をしていきます。

平成29年度に創設した小笠原村地域自立支援協議会にて、関係機関と連携しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討していきます。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国・都指針】

各区市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備し、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討をすることを基本とする。

【村指針】

本村では、各法律体系に準じた、地域において求められる相談、体験の機会の提供、地域の体制づくり等の機能を集約した拠点を整備する事は困難な状況です。関係機関と連携を図り、拠点のありかたを継続して検討していきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【国・都指針】

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者が、令和元年度実績の1.27倍以上になることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【村指針】

令和2年度末時点で対象者がいない為、目標設定はしていません。

本村には、授産事業等を行っている福祉施設はありませんが、小笠原村社会福祉協議会が、自立支援事業として障害者の就労を支援しています。今後も、就労を希望する障害者に対し、一人ひとりの能力や個性に合わせた支援を行っていきます。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国・都指針】

令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構

築する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【村指針】

本村は、超遠隔離島という地理的条件等により、各法律体系に準じたサービス運営、専門職の継続的な確保等は困難な状況です。児童発達支援センターの本村内の設置は困難ではありますが、関係機関が内地事業所と連携を図りながら支援できる仕組みを検討していきます。

また、保育所等訪問支援の本村での実施は実施機関が無い点から困難ではありますが、村が実施する子育て支援事業において、臨床心理士等の専門職が来島した際には、保育園支援を行う等、関係機関と連携を図りながら支援できる仕組みを実施していきます。

2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【国・都指針】

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児の支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

【村指針】

令和2年度末時点で対象者はいませんが、対象児が生じた際には、連携し支援できる仕組みを検討していきます。

3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

【国・都指針】

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上を確保することを基本とする。

【村指針】

本村は、超遠隔離島という地理的条件等により、各法律体系に準じたサービス運営、専門職の継続的な確保等は困難な状況です。主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の本村内での設置は困難ではありますが、関係機関と連携を図りながら、共生型サービス等該当児等が地域で共に育っていく仕組みを検討していきます。

4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国・都指針】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域設置であっても差し支えない。

【村指針】

平成29年度に創設した小笠原村地域自立支援協議会にて、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設け、今後も協議を重ねていきます。

また、コーディネーター配置に関しては、連携している本土相談支援事業所の医療的ケア児コーディネーターが、その業務の役割を担っていきます。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

【国・都指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【村指針】

本村は、超遠隔離島という地理的条件等により、各法律体系に準じたサービス運営、専門職の継続的な確保等は困難な状況であり、相談支援事業所の設置についても同様のことが言えます。現在は、本土相談支援事業所と連携し、相談支援に関するサポートを受けています。

今後、村内において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制づくりに向けて検討していきます。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国・都指針】

令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【村指針】

本村は、超遠隔離島という地理的条件等により、各法律体系に準じたサービス運営は困難な状況です。現状、訪問系サービス(居宅介護)のみの提供となっており、今後サービスを拡大していくことは難しい状況にあります。しかし、今後も継続して障害福祉サービス等の提供ができる体制の検討は行うとともに、現在提供しているサービスについては、質の向上が図れるよう取り組んでいきます。

3. 自立支援給付サービス見込み量

令和2年4月から、村内、社会福祉法人明老会にて、居宅介護(ホームヘルプ)を開始しました。利用に伴い、調整が必要な現状がありますが、法定サービスとしては、村内提供サービスの第一歩となりました。

本項目のサービス利用者は、上京中に本土事業所によるサービスを受けた実績や見込みが主なものとなります。村内において、対応でき得ることの中から、特に障害児がその成長過程において、求められたサービスを工夫して提供することも必要であります。

今後、社会福祉法人等によるサービス提供や、共生型サービス等様々なサービスの運用の仕方など、検討していく必要があります。

引き続き、本土事業所については、円滑に利用出来るよう調整を行います。

① 訪問系サービス

■ サービス内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆。代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方につき、サービスを包括的に行います。

■ 見込み量

サービス名	単位	実績(年度)	見込(年度)		
		2年度※	3年度(実績)	4年度	5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	実利用時間/年	9時間	24時間	24時間	24時間
	延利用者数/月	1人	1人	1人	1人

重度訪問介護	実利用時間/年	0時間	0時間	0時間	0時間
	延利用者数/月	0人	0人	0人	0人
同行援護	実利用時間/年	0時間	0時間	0時間	0時間
	延利用者数/月	0人	0人	0人	0人
行動援護	実利用時間/年	0時間	0時間	0時間	0時間
	延利用者数/月	0人	0人	0人	0人
重度障害者等 包括支援	実利用時間/年	0時間	0時間	0時間	0時間
	延利用者数/月	0人	0人	0人	0人

② 日中活動系サービス

■ サービス内容

サービス名	内容
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と介護を常時必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した方のうち、その就労の継続を図るために事業所等との連絡調整や日常生活を営む上での助言指導等を行います。

■ 見込み量

サービス名	実績(年度)	見込(年度)		
	2年度	3年度 (実績)	4年度	5年度
短期入所 (ショートステイ)	1人	1人	1人	1人

療養介護	0人	0人	0人	0人
生活介護	0人	0人	0人	0人
自立訓練	0人	0人	0人	0人
就労移行支援	0人	0人	0人	0人
就労継続支援(A型)	0人	0人	0人	0人
就労継続支援(B型)	0人	0人	0人	0人
就労定着支援	0人	0人	0人	0人

■ 就労支援を強化する取り組み

村内には授産事業等を行っている福祉施設はありませんが、地域福祉センター等において、小笠原村社会福祉協議会が障害者等による施設管理・清掃等を実施しており、自立支援事業として障害者の就労を支援しています。今後も、就労を希望する障害者に対し、一人ひとりの能力や個性に合わせた支援を行っていきます。

サービス名	登録実績(年度)	登録見込(年度)		
	2年度実績	3年度(実績)	4年度	5年度
自立支援事業	3人	3人	3人	3人

③ 居住系サービス

■ サービス内容

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
自立生活援助	現在、施設やグループホーム等を利用していた方のうち一人暮らしを希望する方に対し、一定の期間定期的な巡回訪問や随時対応等を行います。

■ 見込み量

サービス名	実績(年度)	見込(年度)		
	2年度	3年度	4年度	5年度

		(実績)		
施設入所支援	0人	0人	0人	0人
共同生活援助(グループホーム)	1人	0人	0人	0人
自立生活援助	0人	0人	0人	0人

4. 児童福祉法障害児サービス見込み量

令和2年10月1日現在、村内に障害児サービスのみを専門とする提供事業者はありません。しかしながら、村内の実態等を把握し、適切なサービス提供に向け社会福祉法人等と連携しながら、障害児が地域で共に過ごす仕組みを検討していきます。

① 障害児通所支援

■ サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。(主に就学前が対象)
医療型児童発達支援	上記児童発達支援事業に加え、医療行為を行うことができます。
放課後等 デイサービス	就学している障害児に放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動などを行います。(主に小学生以上を対象)
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、当該施設を利用する障害児に、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態にあり外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅への訪問の形で上記発達支援事業を行います。

■ 見込み量

サービス名	実績(年度)	見込(年度)		
	令和2年度	3年度 (実績)	4年度	5年度
児童発達支援	1人	3人	2人	0人
医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	1人	2人	5人	7人
保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人

② 障害児入所支援

■ サービス内容

サービス名	内容
福祉型児童入所支援	障害児が入所し保護を受けるとともに、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導等を行います。
医療型児童入所支援	障害児が入所し保護を受けるとともに、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導及び治療を行います。

※ 障害児入所支援は都道府県事業のため、本計画では見込み量を設定しません。

5. 相談支援

平成24年4月の支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へ拡大されています。また、地域移行・地域定着支援は個別給付化が図られました。地域における相談支援の拠点として、基幹相談支援センターを市町村が設置できることとなり、相談支援体制の強化が行われ、さらに、地域支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会が法律上位置づけられました。

令和2年10月1日現在、村内に相談支援を実施する事業者はありませんので、本土での利用者が、村内においてもサービス利用する場合、本土相談支援事業者の支援を円滑に受けられる調整をしております。

今後も引き続き、村内での障害福祉サービス整備の推進とともに、村内においてのみ受給する利用者がいる場合等を想定し、適切な相談支援ができるよう支援、検討していきます。

①相談支援事業

■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	様々なサービスを受けるにあたり、ケアマネジメントにより適切なサービス利用に向けて支援します。またサービス等利用計画書も作成します。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたり支援が必要な人に地域への移行に向けて支援します。
地域定着支援	入所施設や精神科病院からの退所・退院後や、家族との同居から単身生活へ移行した人等に対し、地域での生活の継続のために支援します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、障害児利用支援計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて支援します。
コーディネーターの配置人数	医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制の整備を図ります。

■見込み量

サービス名	実績(年度)	見込み(年度)		
	2年度	3年度 (実績)	4年度	5年度
計画相談支援	3人	3人	3人	3人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人
障害児相談支援	2人	5人	7人	7人

コーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	0人
---------------	----	----	----	----

② 自立支援協議会

地域において障害のある人が自立した生活を営むためには、地域の実情に応じた各種サービスの提供や相談支援体制の構築が必要不可欠です。その様な協議を行う場として、医療・福祉・教育等分野の異なる関係者からなる自立支援協議会を平成29年度(平成30年1月)に設置しております。協議会にて、本村における障害者(児)支援や今後の支援体制に関して検討を行います。また、引き続き、本計画期間においても、個別相談を継続している全国重症心身障害児(者)を守る会が参画することで、計画評価を適宜行いながら、専門機関として携わる位置づけを予定しております。

サービス名	単位	実績(年度)	見込み(年度)		
		2年度	3年度 (実績)	4年度	5年度
自立支援協議会	設置状況	設置	設置	設置	設置

③ 障害介護給付等の給付状況

3. 自立支援給付サービス・4. 児童福祉法障害児サービス・5. 相談支援に関する給付費は、利用者負担は、所得に応じた負担上限額が設定され、それ以外は、障害福祉サービス等として事業者へ給付します。相談支援の充実により、オンラインを活用した村内でのリモート療育の利用など給付費増加が見込まれます。

■ 利用実績給付額と見込み量

サービス名		実績(年度)	見込み(年度)		
		2年度※	3年度 (実績)	4年度	5年度
自立支援給付サービス (障害者総合支援法)	金額	1,971,585 円	298,669 円	800,000 円	800,000 円
児童福祉法障害児サービス (児童福祉法)	金額	748,034 円	1,625,996 円	1,880,000 円	1,880,000 円

6. 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要です。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であると示されています。

本村では、子ども・子育て支援事業の一環として実施している、子育てセミナー（年2回開催）にて、公認心理士、臨床心理士を招聘し、個別相談や講演会を開催しています。その機会を活用し、障害児の個別相談や、保護者等の関わり方、保育園の保育士等への指導等も展開しております。

今後、制度化されたペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の開催については引き続き検討してまいります。

医療機関等においては、小児科専門診療や、保健師等への個別相談を通じて、内地検査機関等を紹介し検査、受診へつなげております。かつては、予約まで半年待機が必要となるケースも発生していましたが、全国重度心身障害児（者）を守る会と連携し、受診調整等を行い、対象児や保護者の本土医療機関受診スケジュールの調整を対応しております。

項目	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度*	令和5年度*
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	0人	0人	0人	0人

* 制度化・体系化された講習会等については、実施方法を含めて引き続き検討中。

7. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

障害者施策の充実に向けて、遠隔離島による地理的な事情も考慮に入れながら、地域特性や個々のニーズに基づいたサービスを実現し、地域生活支援事業を充実させるべく、事業実施について検討していきます。

【移動支援】

障害のある人の行動範囲・社会参加の拡充を支援する事業です。

■法定事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者(児)に、外出のための支援を行います。 村内で、基を満たした事業者はありませんが、本土相談支援事業者での利用、支給決定で対応しております。

■利用実績と見込み量

サービス名	単位	実績(年度)		見込み(年度)		
		2年度	3年度 (実績)	4年度	5年度	
移動支援事業	実利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	
	延利用人数/月	0人	0人	0人	0人	

■村独自事業

事業名	内容
小笠原村心身障害児余暇活動支援事業	平日に余暇活動に伴う車両移動を伴わない車椅子等での移動に伴う介助を行います。

■その他社会資源

事業名	内容
移動支援等に関するボランティア(社協事業)	土日に余暇活動に伴う車椅子等での移動に伴う介助を行います。 現在、2つの団体がボランティアとして登録されています。

【意思疎通支援】

視聴覚障害等のために意思疎通を図ることに支障のある人に対して、行政情報の入手や手続きの円滑化、参加・活動の機会拡充を支援する事業です。

■法定事業

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。本村での事業実施は困難な状況です。
手話奉仕員要請研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成・研修を行います。事業実施実績はありません。

■村独自事業

事業名	内容
点字印刷物配架	各関係機関が発行する点字広報等を、父島地域福祉センター図書室、村民会館図書室に配架しています。

■その他社会資源

事業名	内容
手話サークルによる手話活動(民間サークル)	手話学習を通じて聴覚障害者への理解を深めるとともに、基本的人権の擁護と社会参加の促進のために手話の普及・社会的認知の促進を図ります。

【交流促進】

障害のある人の社会参加、障害のある人とない人の交流を促進する事業です

■法定事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害者(児)の理解を深めるための研修やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害者(児)やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、ボランティア活動等)に対して支援を行います。

■村独自事業

事業名	内容
専門職来島時講習会	内地から専門職が来島した際に、地域の住民に対して、障害者(児)の理解を深めるための研修を行います。
親の会	障害児やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換が出来る交流会を開催します。(こがめの会など)

【相談・権利擁護】

障害福祉サービスの調整だけでなく、障害のある人やその家族に寄り添いながら相談に応じる事業です。また、その権利を擁護するための成年後見制度等も含まれます。

■法定事業

サービス名	内容
相談支援事業	基幹相談支援センター等で障害者(児)やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。島内に参入事業者はありません。
成年後見制度利用支援事業	費用補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用等法人後見の活動を支援します。

■村独自事業

事業名	内容
相談支援事業	村役場窓口にて障害者(児)やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
障害者相談員設置事業	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法において定められている相談員です。本村では身体障害者相談員として1名委託しています。
療育体制整備相談事業	特に治療を目的とした、初回検査等を円滑に行うため、療育体制の整備(本土療育機関受診の支援)を行います。

【日中活動支援】

障害のある人への日中の活動の場の提供や、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することで、地域での生活を支援する事業です。

■法定事業

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。
日常生活用具給付等事業	障害者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

■利用実績と見込み量

サービス名		実績(年度)		見込み(年度)	
		2年度	3年度 (実績)	4年度	5年度
日常生活用具給付等事業	件数	4件	6件	6件	6件
	金額	129,045 円	128,068 円	130,000 円	130,000 円

■ 村独自事業

事業名	内容
居場所づくり事業 (運営中) ↓ グループ支援型 日中活動支援 (法体系サービスへ向 け調整中)	創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行い、障害者(児)等地域での生活を支援します。 居場所づくり事業 (社会福祉協議会委託)
介護保険サービスの 保険外利用	介護保険サービスの利用が適当と認められるが介護保険サービス対象外の人に対して、介護保険サービスと同等のサービスを提供します。 いきがいデイサービス (社会福祉法人明老会委託)
放課後支援事業 (事業廃止) ↓ 通年障害児学童 「タートルズ」 (運営中) ↓ 学童支援型 日中活動支援 (障害学童) (法体系サービスへ向 け調整中)	小中学校に在籍する身体障害児の内、放課後の時間に保護者の労働、育児負担の軽減等により、育児を受けられない児に対し、遊び・生活の場を提供します。通年障害児学童「タートルズ」を整備したことで、放課後支援事業を廃止いたしました。 通年障害児学童「タートルズ」 (社会福祉協議会)
障害児保育の実施	村立保育園にて障害児を受入れ、日常生活における基本的な生活習慣態度を身につけ、心身ともに健康な発達を促します。 (村立保育園)
入浴支援 (調整中)	重症心身障害児(者)を主な対象者として検討しています。 「介護保険サービスの保険外利用」にて実施し、課題調整を行っております。 (社会福祉法人明老会委託予定)

■ その他社会資源

事業名	内容
精神保健福祉、難病 対策等に係る保健指 導	精神保健専門グループワークは、村内で、平成 27 年度より「居場所づくり事業」が開始されたことに伴い、モデルデイケア事業は平成 29 年度に終了し、現在は、精神保健福祉、難病対策等に係る保健指導を行っております。 (島しょ保健所小笠原出張所)
リモート療育の補助	リモートを活用した療育は家庭で実施しますが、家庭実施目標としている利用者には、一時的に場所、補助者(見守り等)を提供しています。社会福祉協議会が実施している、通年障害児学童等において、相談支援事業者と調整し実施しています。 (社会福祉協議会)

【障害支援区分認定等事務】

障害支援区分認定調査、医師意見書作成事務、市町村審査会事務等、障害支援区分認定等の事務を円滑かつ適切に実施し、障害福祉サービスの円滑な利用を図る事業です。本村では1つの合議体と3名の委員から構成されています。

8. その他事業

【重度心身障害者(児)住宅設備改善費給付事業】

重度心身障害者(児)のために住宅設備を改善するための費用の一部を給付します。

■利用実績と見込み量

サービス名		実績(年度)	見込み(年度)		
		2年度	3年度 (実績)	4年度	5年度
重度心身障害者(児)住宅設備改善費給付事業	件数	0件	0件	1件	1件
	金額	0円	0円	200,000円	200,000円

【小笠原村医療支援サービス】

精神、知的、身体障害者(児)、特定疾病患者及び村内で治療困難な慢性疾患患者等に対して、村外医療機関受診時の渡航経費または宿泊経費の一部を助成します。

■利用実績と見込み量

サービス名		実績(年度)	見込み(年度)		
		2年度	3年度(実績)	4年度	5年度
小笠原村医療支援サービス	回数	48回	66回	70回	70回
	金額	1,514,830円	2,706,410円	2,800,000円	2,800,000円

9. 自立支援医療及び補装具費支給制度

① 自立支援医療

旧体系で実施されてきた「精神通院医療」、「更正医療」、「育成医療」が、平成18年4月から「自立支援医療」として実施されています。利用者負担については1割の定率負担が適用されますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されました。

② 補装具費支給制度

障害者(児)の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの等(義肢、装具、車いす等)に係る費用を支給します。

■ 利用実績と見込み量

サービス名		実績(年度)	見込み(年度)		
		2年度	3年度 (実績)	4年度	5年度
補装具費 支給制度	件数	2件	3件	2件	2件
	金額	19,712 円	815,520 円	400,000 円	400,000 円

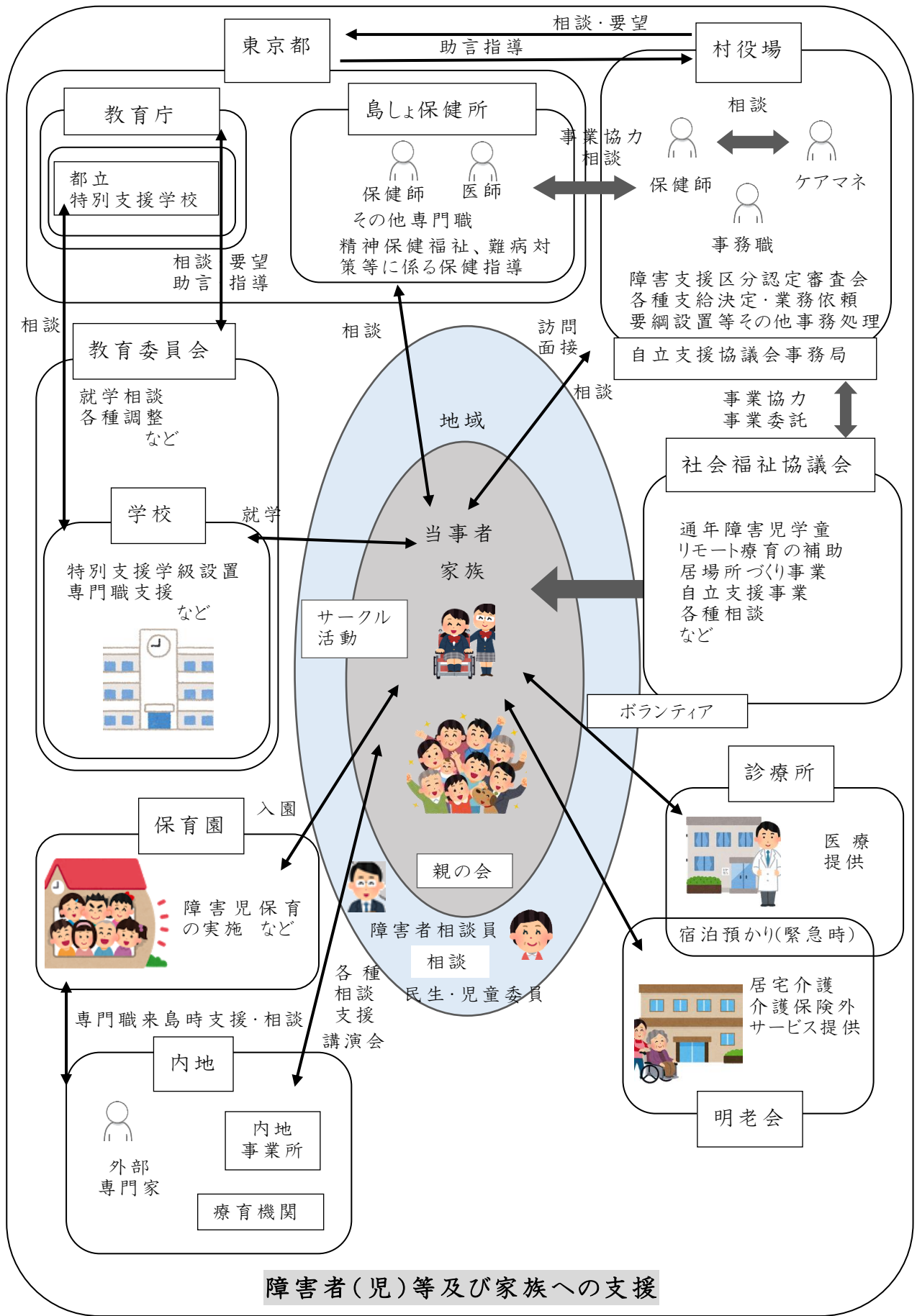
第 5 章

障害者施策の円滑な推進

1. 本村にて利用可能な事業(本村事業及びその他社会資源)

前章までに述べたとおり、本村は、超遠隔離島という地理的条件により民間事業者の参入は厳しく、村直営施設運営についても財政規模、事情等から、各法律体系に準じた障害者施策の実施は難しい現状があります。しかしながら、その必要性の高さから本村では様々な事業を展開しています。以下は現在本村にて実施している事業の一部です。

相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 ・訪問 ・入退院調整 ・遠隔地との連携会議 ・施設訪問 ・小笠原村地域自立支援協議会 ・障害者相談員の設置 ・療育体制整備相談事業 ・精神・難病巡回相談(島しょ保健所事業)
施設支援	<ul style="list-style-type: none"> ・養育困難時の緊急宿泊預かり(医療機関)
日中活動	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくり事業 ・介護保険サービスの保険外利用 ・障害児保育の実施 ・通年障害児学童 ・リモート療育の補助 ・入浴支援(調整中)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具給付事業 ・障害支援区分認定審査会 ・余暇活動支援事業 ・移動支援(ボランティア) ・専門職来島時講習会 ・専門職来島時保育園支援 ・親の会 ・手話サークル ・自立支援事業(社協事業) ・重度心身障害者(児)住宅設備改善費給付事業 ・小笠原村医療支援サービス



障害者(児)等及び家族への支援

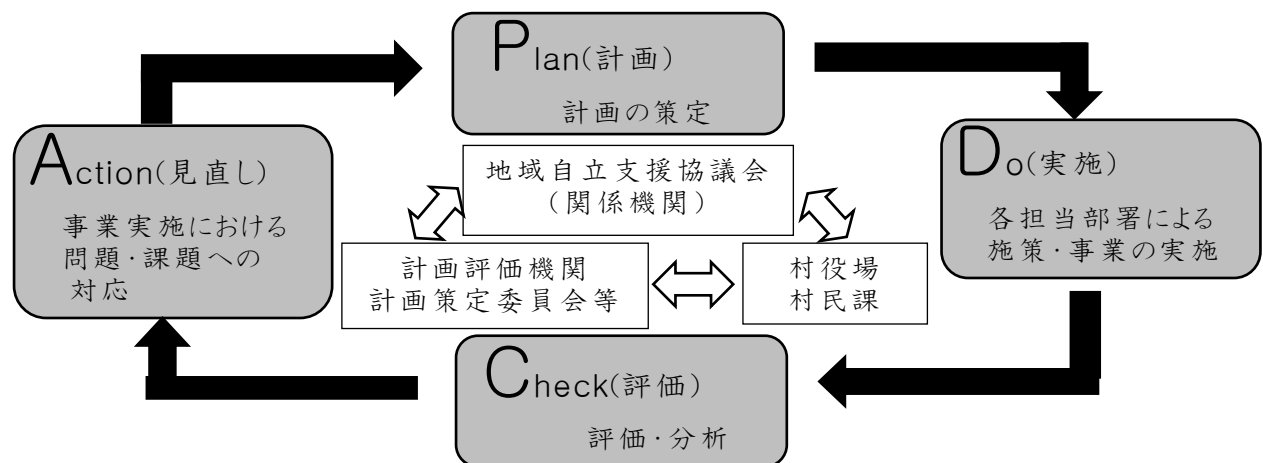
2. 実現可能なサービス展開

本村は人口規模や地理的条件などが異なる二島に村民が居住しており、画一的なサービス展開には難しいものがあります。そのため、様々なサービス展開方法を検討する必要がありますが、以下では他自治体においても見られる2つの方法を紹介します。なお、この2つの方法に限らず、様々なサービス展開方法を検討していきます。

	一体型	連携型
概要	1か所の支援拠点にて、様々な保健福祉サービスを提供	各分野の支援拠点が連携し、様々な保健福祉サービスを提供
メリット	ハード面での整備が比較的簡易 事業の対象者が不在となっても全体の事業として継続できる	分野ごとの実施のため、従事者にとって分野ごとの専門性を高めやすく、より専門性の高いサービス提供が期待される。
デメリット	1か所で全てを受け入れるが、全ての分野の専門性を持つ人材は少ない	ハード面での様々な整備が必要 対象者不在時に事業実施が不可
事業イメージ	<p>1か所で一体的に実施</p>	<p>複数個所で連携しながら実施</p>

3. 障害施策の展開について

障害のある人に関わる施策は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労など多岐にわたるため、小笠原村地域自立支援協議会を中心に、当事者、社会福祉協議会等との連携はもちろん医療や就労、介護保険制度等との連携・調整を行っていきます。



4. 終わりに

障害者施策の展開については、福祉、保健、医療、教育といった庁内関係各課の相互連携を図り、関係機関と連携した、総合的な施策の検討や計画的な実施を図ります。

国、東京都に対しては、必要な行財政上の措置を要請するとともに、連携を図りながら施策を推進します。また、東京都及び他自治体、社会福祉団体や住民団体等と調整を図り、より効果的・効率的なサービスを提供します。

さらに、地理的・人材的に実施困難な施策については、離島町村ならではの効率的なサービス提供方法等を模索し、必要に応じて国、東京都に対して、法体系の見直し等も含めた要望をしていきます。